

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和4年9月8日

(開会宣言 午後 13:25)

委員 長

それでは、時間が早いんですけれども、始めさせていただきます。
ただいまより、産業厚生常任委員会を開会いたします。
まず、産業厚生常任委員会の挨拶ということで、

(挨拶)

それでは、議長挨拶をお願いします。

議 長

(挨拶)

委員 長

それでは、町長挨拶をお願いします。

町 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございました。

本日は、委員全員が出席されております。また、議長にも同席いただいておりますし、説明のため町長、副町長、産業振興課長、産業振興課参事及び担当者の出席を求めました。

なお、職務執行のため議会事務局長を出席させております。

それでは、去る8月31日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第74号の1議案で、議案の説明については8月31日の全員協議会において理事者から説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに御異議ございませんか。(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、御協力をお願いします。

それでは、議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

条例要綱の2ページです。新規雇用者数の指定要件緩和のところなんですけれども、企業立地助成金の指定要件の一定新規雇用者数の、括弧して、ただし、新規雇用者数の2分の1以上が本町内に住所を有することの要件を削除するということが書かれておるわけなんですけど

も、この新規雇用者数のところの要件を削除してしまったら、美浜町の人を誰も雇用しなくても企業立地助成金を払うことができるようになってしまうんじゃないんですか。どうなんでしょう。

委員長

産業振興課長。

産業振興課長

新規雇用者数の人数は変わりませんが、町内雇用はあくまでも新規雇用者数の中で町内雇用がなくても企業立地誘致を認めるというようなことで今回お願いするものでございます。

以前も説明をさせていただきましたが、今はいろいろと誘致活動を実施する中、こういった基準、ほかの市町と比べるとやはりそこが美浜町は結構厳しいとか、ハードルが高い仕立てとなっていて改正したいというのが今回の狙いでございます。

委員長

河本委員。

河本委員

実質、無条件になってしまって、結局のところ美浜町民の方を雇用しなくても企業立地助成金を支払ってしまうということになると、これは、当時条例をもとにつくったときに、少なくとも町民の雇用を少しでも増やそうと、企業誘致して。

誘致するだけじゃないよと。ちゃんと住民の雇用もつくっていくという強い意思があったから賛成してきたということもあるし、これまで企業努力もされてきたと思うんですよ。入ってきた企業さんも。そういうところへの思いが全く感じられないような中身になっていて、撤廃してしまって、もし企業立地助成金だけ受け取って、数年後に会社倒産したとかいって助成金を受け取ったままどっかへ行ってしまったとかなった場合に、じゃその会社はどうだったんだといったときに、町の美浜町民を雇用してなかったとかなったら、何のためにこれ1億以上も税金つぎ込んで補助金出してきたんだということも言われかねない。

もともとは厳しい条件つけながらも、やっぱり美浜町民の雇用をしっかりと確保していくんだという強い意思があったはずなのに、何で削除になるんや。規制緩和するんやったら4分の1でも、6分の1でも、5人以上とかでも書き方あると思うんやけど、そういうところの思いって全くないわけ。

委員長

産業振興課長。

産業振興課長

この条例の規制緩和とか人数の削減については、以前、令和

元年にもちよっとその人数、基準を減らさせていただくということで上げさせていただいております。

昔は30人の枠、それを現在20人の枠ということで、それから誘致の活動を進めているところで、今、全て入っていないというのが現状でございます。

また、雇用の情勢でございますが、議員言われるように、やっぱり雇用の場の創設といいますか、そういったことを大きく考えて工場誘致、ほんでそういったところでたくさん雇っていただけるというものの狙いというのが本当にあったかなというふうに思っていますが、今実際にそういうところの町内雇用の人数の確保が非常に難しいというのが現状でございます。

一遍に50人、30人、それを集めるといった場合、実際、誘致活動いっとるときに、そしたら町で30人用意してもらえますかといったときに、それかなかなかできないのが現状であるというところがございます。

そういう思いを持ってしっかり進めてきたところではあります、今の現状でいうとそれが難しいというところでありますので、そこは御理解いただきたいというのと、またそういう町内の新規雇用の人数をなくすというところは一つあるんですが、町とすると、雇用促進奨励金、そういったものも併せて案内しております。

これは町内雇用していただくと、今回予算にも上げさせていただいてますが、町内雇用していただくと、1人に対して100万のお金を出しますよ、これはやっぱりそこちはまちの思いがしっかり入っているかなというふうに思ってますし、その町内雇用の枠が亡くなるにしても、企業にお願いするのはできるだけ町内で雇用をお願いしますというのは、ずっと私ども話をしているところでありますので、決してそういう思いがなくなってこの条例に至るというわけではございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

委員長

河本委員。

河本委員

奨励金は奨励金で出しとんやから、それはそれで出しといてほしいんやけど、やっぱり無条件のまま企業立地助成金を払っていくというのはおかしいんで、2分の1という条件が厳しいというのは分かるって。せやけど、これをなくしてしまうということがちょっと

考えられんねやわ。やっぱり少しでも企業努力してもらって、美浜町のために尽くしてもらおうという意図がなくなってしまうので、削除してしまったら。

これを緩和するんやったら、だからもうちょっと文言を変えればええだけの話であって、いきなり全てをなくすというのが、これまでやってきたし、この条例をつくったときに認めてきた議論の意義というのは失われてしまうと思う。だから、これはとてもじゃないけど認められない。

委員長 ほかにございませんか。

高橋委員。

高橋委員 ちょっと質問が2点ばかりあるんですが、ただし書で、ただし、新規雇用者の2分の1以上が本町内に住所を有することというのは、例えば投下固定資産が2,000万以上、1億円以上、2億円以上というふうにありますけども、これ全てにかかっているんですね、この条件は。そういうふうに理解していいですか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 そういうことになります。

委員長 高橋委員。

高橋委員 今、人口減少でなかなか人が集まらない。人が集まるのであれば、そこへ行って会社をつくりたい、あるいは工場をつくりたいという企業は結構あると思います。ただ、人が集まらないということは聞いておりますし、人が集まる場所に企業が行く。

例えば九州なんかは、九州っていう島国があって、本土、本土というふうに行ってますけど、関門海峡を越えるのは結構抵抗があったり、自分の家を守ろうというふうな意識が非常に強い地域になっているので、人が大勢おるんですよね。そういうところに大きな企業がどんどんいってますよね。結局人がいるので、きっと、町内の雇用ということにこだわると、企業がこないやろというふうな思いが強いものがあるんだろうと思うんだけども、その辺の状況についてもう少し実情を御説明いただけませんかね。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 まあまあそれぞれの企業の内情といいますか、それを調べたわけではございませんが、誘致活動をする中においては、先ほども申し

上げましたとおり、実際それだけの人数を町で確保してもらえませんが、
かっていうようなことはしっかり言われるところがございますので、
そこはできるだけ努力をするにしても、実際に事業員数が30人、
40人必要やというときに、それが20人15人、町内の雇用が確保
できるかというのと、やっぱり町としてもそこは非常に苦慮するよ
うな現状ということになっております。

そういうところを踏まえてということもございます、これも申し
上げておりますが、県内、そういったところの状況を見て、やはり
どこもそういったところをなくしてきているというのもありますの
で、これまで町はその思いでずっと続けているところではありませ
が、そこをなくして誘致する流れをつくって、その上でしっかり町
内企業となっていていただくところで町内雇用を確保していただくこ
とはしっかり努力させていただきたいというふうに思います。

委員長

崎元委員。

崎元委員

この条件で、今現在、企業誘致活動しているんだけど、どっか手
を上げるところはあるんですか。

委員長

産業振興課長。

産業振興課長

まあまあこの条件で幾つか今、引き合いというかお話をさせてい
ただいているところはございます。ほんで、その中でも町内雇用は
難しいということは思われておりますが、やっぱりそれよりも、そ
れもあるんですけれども、実際にこちらへ来られようと考えている
ところもございます。

ただ、そこもこの条件緩和というのが大きな弾みになるのかなと
いうふうには思っております。

今確定しているところはありませんので、そこをしっかりと話を
つけていく中では、その条件をとというのは思いとしてございますし、
本当にさっきから言うように、町内企業としてなっていていただいた
ところにおいて、しっかりまたそれを町内企業として町民さんの雇用
をお願いするような流れというのは努力してまいりたいというふう
に思います。

委員長

崎元委員。

崎元委員

ちょっと話、離れるんですけど、今の山上の産業団地、あと4か
所残っているんですけど、来年度までに企業誘致しないと、あと5

億幾らか借金残ったんやね。それを払えないんやね、それ、企業誘致せんと。もし払えなんだから、もし企業誘致できなかつたらどうするんですか、その借金は。

委員 長

産業振興課長。

産業振興課長

期限としては5年度というような期限があるかなというふうに思います。

今、その用地が売れば、そういったお金を持って財源にするという流れでございますが、それが売れないという話になってくると、そこは足りない部分をまちのほうで補填するようなことになるかと思えます。

委員 長

崎元委員。

崎元委員

それをまちのほうで補填せんでもええようにしっかりやってもらわんと、もうずっと毎日でも企業誘致のほうへ出向いてやってもらうことでなかつたら、ちょっとF補助金も使えると思うし、頑張っでこれはもうやらんと大変なことになるんで、ぜひ頑張っでお願いします。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

先ほど河本さんの意見もありましたけど、私は美浜の町民が一人もいなくても、例えば敦賀にある会社が従業員を引き連れて産業団地に会社つくるわ、移転するわというのはウェルカムだと私は思っでます。

その中で、何名の方が美浜に住み着いていただくとか、そういうこともあり得るし、そこで頑張っでいただいて新しい雇用を生み出していただけるということもあるので、悪いこぼっかりでは決してないと。とにかく企業が来てもらえる条件を今の状況はつくらんといかんやろというふうな気持ちがありますので、私はこの条件を撤廃することについては賛成でございます。

委員 長

ほかにございせんか。

松下委員

松下委員。

今までの議論を聞いておりまして、人材を確保するというのはすごく今厳しい状況にあることはみんな認めることだと思うんですよ。例えば町外から何人、町内から何人てなったときに、原則はどっかで期待してないでしょ。町民の優先の原則というのはどっかで全部

消えていくと思うんですね。

だから、そういう意味では、原則としてという柔らかい規定をつくりながら運営するということのほうが、美浜町が信用していくための一つの技術かなという思いがあります。

僕らもどんぐり倶楽部という小さい事業をやっていますが、敦賀やら若狭町からみな人材を求めています。それは支援をもらってないから、これに対して支援がもらってないからそうできるんですが、支援するということが町になった場合に、やっぱり何らかの原則を僕は入れておいたほうがいいと思いますね。そういう意味では、原則としてどのぐらいと、こういうのを入れたらどうかなというふうに思うんですが、解釈ははどうですか。

委員 長
産業振興課長

産業振興課長。

これまで2分の1ということで続けておりまして、それがハードルが高いということでございますので、それを何分の1、先ほど河本議員も言われましたが、それを割合を減らせばええというところで解決するものでもないかなという思いはあります。

当然、新規雇用を目指すということであれば、町内、町外関係なしに人数を確保するために企業さんが頑張る。求人を出して、そこで人を集める。

その中で、町が言えるのは、応募してきた町民さんを優先して雇ってくださいということはしっかりお願いできると思うんです。だから、人数の枠があるからじゃないからじゃなくて、新規で人数を確保しようとしたときに町内外関係なしに人が必要になりますので、それを入れてもらう際、町民さんがもれることのないように、私どもとすると、しっかり企業のほうに話をさせていただきますし、どこに申し込んだけど、うちは蹴られたんじゃないということがないようにですね、それはしっかり企業さんにも話ができるというふうに思っております。

取りあえず来ていただく流れをつくれると、そこからまたそういうことができるのかなというふうに思っていますのでよろしく願いします。

委員 長
松下委員

松下委員。

課長の答弁の状況については、僕らも事業を運営する側から見れ

ば、やはり優秀な人が欲しいですし、隣の敦賀で優秀な人が来て、美浜町の人はかなり差があるといった場合は、やっぱり敦賀の人を採用したい。

町外に全員した場合はそれはもう仕方がなしに、そのときに雇用欲しいんやからね、来てはあっても原則だけを一応言うておけば、うまく運用できると。

例えば町民がもれるようにお願いすると言ったとしても、それは今、現時点でそう言えたとしても、なかなか原則的なことが期待されていないけど、どうしても来てもらいたいというのが優先するんで、それやったら別に大きな信用しなくてもいい話で、それはもちろんツテくれる人がいるかもしれないませんが、それは分からない話なんで、現時点ではやっぱり柔らかい運営ができるような、原則としてとか入れておいたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思います。

だから、これを全部削除するということについては、僕もやっぱり支援が何もしないんだったらいいですけど、ある程度の支援を町が行うというのであれば、現実として何々と入れておいたほうが運用もしやすいんじゃないかというふうに思います。

そうすると、経営側も、いやこっちのほうが原則はあるけども、こっちの人が優秀なんで採用したいんだということであれば、それは原則としてということなので受け入れを認めるということになりますので、そのほうがどうかなというふうに思います。

以上です。

委員長
崎元委員

崎元委員。

今、意見もありましたけど、原則として入れたんでは、企業が探すときに原則やから探さなあかんと思うんです。ほんで、私、土木やってたんですけど、土木業界もほかの企業にしても、人がいないと。全然働く人がいないということで、今大変なんです。ましてや新しい企業が来ても、人を半分探すというのは大変やと思うんで、私は今の削除するのには賛成です。

以上です。

委員長
河本委員

河本委員。

私ね、そういう両立助成金とか、自治体とか、国がやっている補

助制度の査定というのは銀行よりも非常に甘くて額が大きいと
思っているんですよ。だからこそ、厳しい条件というのはつけておく
べきだし、企業だから何でもオッケーというんじゃないかって、しっ
かりとした厳しい目が必要やと思いますし、やっぱり企業さんのほう
にしっかりと努力義務を果たさせるというところから企業の健全性
って保ってくるわけであって、条件を緩和してこういうものを削除
して、じゃ美浜町はこれだけの補助事業を出してくれるから行って
みようか。はい、倒産しましたじゃ話にならないんで、やっぱり私
たちが預かっているのは町民の税金なんですよ。国民の税金もある
かもしれないけども、やっぱり税金を投入しているということを第
一に考えて、そこをどう有効的に結びつけるのかというのが大事で
あって、企業さえ来ればそれでいいんだというような考え方は僕は
持ってないんで、認められないです。繰り返しになりますけど。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

松下委員。

松下委員

例えば会社の支援をしてもらうということについては、企業側も
すごくメリットがあるんで来てくれるわけですね。単なる雇用とい
う面では、それはもう条件つきだって話にならんと思うんですが、
企業側が美浜町の支援をもらってここで仕事を始める。そこには雇
用が必要だということになった場合には、やっぱり何らかの枠決め
というか、原則でもいいですからつけないと、ここでは得かもしれ
んけれども、町民からすれば、何やそれと僕は思うんではないかと
いうふうに感じますね。何にも支援がなかったら、それはそれでい
いと思うんですが、ということです。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

企業を誘致するというのは多くの市町でやってる施策ですよ。先
ほどほかの市町もこういった条件は緩和する方向にいったるという
のをちらっと説明がありましたけども、敦賀とか若狭町等の条件
という中に地元雇用の条件はどうなっていますかね。

委員 長

産業振興課長。

産業振興課長

若狭町と敦賀市はそういった条件はございません。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

高橋委員

もう賛否を取ると言われるんで、ちょっと話ずれますけど、発言

させていただきます。

この表の中で、産業団地以外のものというのが最初に書いてあるわけですね。下記以外というところにも同じ条件が書いてあって、そこも本町内に住所を有する必要はありませんということに今後したいという提案といいますか、議案になってるわけですけど、私、実は産業団地に進出するわけじゃないんだけど、既存の企業で業容を非常に大きく拡大したと。そういうふうな企業さんのお話を実は伺ってしまして、それがこの条件の下記以外というところになると思うんですが、投下固定資産が2,000万以上で、3人以上の場合は出しましょうと。1億から2億で5人以上ならやりましょうというような条件ですね。

私、地元の企業というものをやっぱり頑張ってもらって、業容を拡大してもらって、そして雇用も増やしてもらって、固定資産税、法人税等も頂戴してということも非常に大事な施策だと思うんですが、この辺のところというのはもっと拡充できないのかというふうに思うんですけども、その辺についてどういう御見解をお持ちか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長
産業振興課長

産業振興課長。

今の段階ではその違いというのは、今産業団地、松原と山上らそういったところの上限額が2億ということでございますし、それ以外のところは1億ということで、金額的に差がついているところでございます。

今後、そういったところをどういうふうに考えるかというのは、今後議論の流れは必要かなというふうに思っておりますが、今現在、そういった条件の中でも補助されて、工場を増築されたところもございますので、御利用はいただいているのかなというふうに思います。

委員長
高橋委員

高橋委員。

ちょっと昔の話で、北陸ヒーティングさんだとか、へしこ館ですかね、あの辺なんかのときには補助が出たんだよという話を聞いてるんですけども、それはこの上での下記以外という条項に該当して補助をされたというふうな理解でいいんでしょうかね。

委員長

産業振興課長。

産業振興課長
委員 長
高橋委員

はい、そういうことになります。
高橋委員。

分かりました。ぜひ地元で頑張っている企業さん、産業団地に新しく進出されると、雇用もそこに吸い取られるということはないけど、そこにやっぱり目がいったりとか、我々は今まで本当に頑張って地元でやってきたんやという自負をお持ちの企業さんから見ると、もう少し手厚くそこしてくれへんかなというふうなことを私も強く聞きますのでね、今後ぜひ善処というか考慮していただきたいというふうに要望しておきます。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。
辻井委員。

辻井委員

やはり企業にとっては状況を集めるのは至難の業になっております。

それで、今やはり越前市、あちらのほう越前市、武生と今立町が合併して、あそこ伝統文化も盛んなんですけども、車の部品とか村田製作所とか、車の部品とかしているところが多いです。あそこは外国人の労働者が、あそこは4,400人おります。人口が8万人の中で4,400人ですからかなり多い人数になります。

それと、青池学園、ここもこの間ちょっと確認させてもらったんですけど、フィリピン、ベトナム、ネパール、ブラジルから75名の日本人学生が来ております。この辺の外国人労働者の受け入れについては、役場の方はどのように思っていますか。

委員 長

産業振興課長。

産業振興課長

やっぱり企業によっては、そういった方向性を出されて、外国人労働力というのをしっかり受け入れしているところもございますので、そこはそういった考えの下にということになるかなというふうに思いますし、外国人の方に入っていて、また町内に住所を置いていただくと町民というような扱いになりますので、それはまたその受入れの中で確保できる部分もあるのかなと思います。

委員 長

ほかに質疑。

辻井委員

分かりました。議会だよりのほうでも、外国人労働者の特集をしてベトナム人が働いているのも載せてありますから、やはり企業側としても美浜町、逆に制限を緩和するのではなく、企業側としても地

元住民を優先的に募集するというような格好、外国人も募集しますよというような企業側のほうにも、そういう募集の内容も伝えるのも方法ではないかと思います。

私は法人税確保したりとか、美浜町に人口を増やすとかいうような面では、この規制を緩和するのは仕方ないかと思ういけんです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようでしたら、これで議案第74号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑は終了いたします。

前年定例会から各委員会、全員協議会等の採決の前に、委員間討議の場を設けることができると決定しておりますが、ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、ただいまから採決に入ります。

議案第74号 美浜町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 それでは、反対の方の挙手を求めます。

(反対者挙手)

委員長 私は賛成にいたします。

では、賛成多数をもって承認することに決しました。

よって、議案第74号は賛成多数で承認しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案1件の審査を終わります。

そのほかとして、ほかに何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 では、産業厚生常任委員会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後14:00)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長　　中牟田　春子